

厚生労働省  
和歌山労働局発表  
平成25年3月1日

担	厚生労働省和歌山労働局 労働基準部監督課
当	課長 友住弘一郎 監察監督官 坂上 尚弘 電話 073-488-1150

## 平成23～24年度 保育所等に対する監督指導結果について ～児童福祉事業場の80.6%が法違反～

和歌山労働局（局長 かんだよしみ 神田義宝）では、和歌山労働局及び管内の5つの労働基準監督署において平成23～24年度に実施した、保育所等の児童福祉事業場139件に対する監督指導結果を取りまとめた。

この結果、2年間に対し監督指導を実施した事業場のうち、80.6パーセントにのぼる112件の事業場において、労働基準法、労働安全衛生法などの労働基準関係法令違反が認められたことが判明した。

主な違反内容は、労働時間管理を適正に行っていない、割増賃金を適正に支払っていない、労働者の雇入れ時に労働条件を明示していない、定期健康診断等を実施していない、賃金台帳を整備していない、等であった。

和歌山労働局では、今後も引き続き、労働関係法令上の問題があると認められる事案に対しては、迅速かつ的確な監督指導を実施していくとともに、法定労働条件確保のための周知・啓発を行っていくこととしている。

### 1 児童福祉事業に対する監督指導結果の概要

和歌山労働局では、平成23～24年度に児童福祉事業場を重点とした監督指導を実施した。この結果、2年間で139件（平成25年2月15日現在）の事業場に監督指導を実施し、うち112件（80.6%）の事業場に対し何らかの法違反にかかる是正指導を行った。

今回の重点指導は、平成22年度に実施した児童福祉事業を対象とした自主点検において、67.1%の事業場で何らかの問題がみられたことを受けたものである。

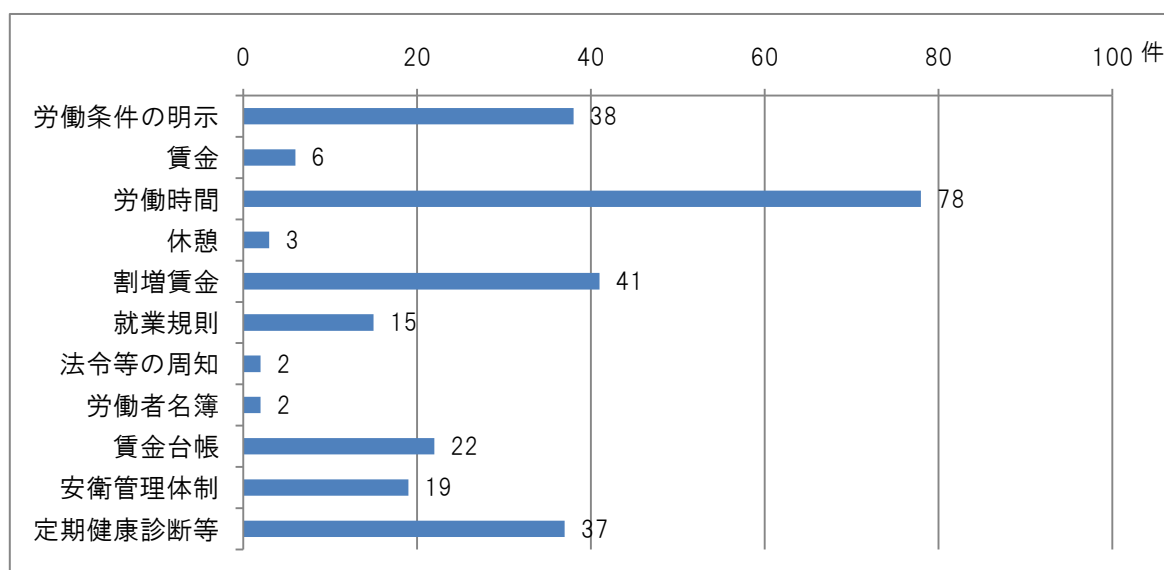
（参考：児童福祉事業への労働条件の自主点検結果について

<http://wakayama-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/library/wakayama-roudoukyoku/hodo/hodo136.pdf>）

## 2 内容別違反状況

法違反が多く認められた事項は、時間外労働などの労働時間管理を適正に行っていない（78件・56.1%）、割増賃金を適正に支払っていない（41件・29.5%）、労働者の雇入れ時に労働条件を適正に明示していない（38件・27.3%）、定期健康診断等の実施や実施後の措置を適切に行っていない（37件・26.6%）、賃金台帳を調整・整備していない（22件・15.8%）等であった。

主要事項別の違反件数（平成23～24年度）



事項別の主な違反事例

事項	主な違反事例
労働条件の明示 (労基法15条)	・労働契約を締結する際に書面で交付する労働条件通知書に、賃金の計算方法・退職に関する事項等の必要な事項を記載していない。
労働時間 (労基法32・32の2・40条等)	・労働者数10人未満の事業場において、労使協定の締結・届出をすることなく法定労働時間（1週44時間又は1日8時間）を超えて労働させている。 ・実質的に一箇月単位の変形労働時間制を採用しているのに、就業規則に必要な事項を記載する等の法定の要件を満たしていない。
割増賃金 (労基法37条)	・所定時間外に実施した会議等の時間数に対し、通常の2割5分以上の割増賃金を支払っていない。 ・割増賃金の算定基礎額の計算において、月給額を実際の労働時間より長い時間数で除して算定し、実際より低い額としている。
就業規則 (労基法89条)	・私立保育所において、10人以上の労働者を使用するのに、就業規則を労働基準監督署長に届け出していない。
賃金台帳 (労基法108条)	・労働時間数、時間外労働の時間数等の必要事項を賃金台帳に記入していない。
安衛管理体制 (安衛法12の2条等)	・労働者10人以上50人未満の事業場において、衛生推進者を選任していない。
定期健康診断等 (安衛法66・66の3・66の4条等)	・定期健康診断の結果に基づき健康診断個人票を作成していない。 ・健康診断結果に基づき、健康保持に必要な措置について医師の意見を聴いていない。